

令和8年6月市議会定例会議提出議案

令和8年 月 日提出

区 分	件 数
予算関係	3
条例関係	13
その他議案	2
報告	8
計	26



福島市
FUKUSHIMA CITY

*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

【予算関係】

- 1 議案第 号 令和8年度福島市一般会計補正予算（第1号）
- 2 議案第 号 令和8年度福島市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 3 議案第 号 令和8年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

【条例関係 その①】

1 議案第 号 福島市監査委員条例及び福島市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

条例中の引用条項の修正

(施行日：令和8年9月24日)

【条例関係 その②】

2 議案第 号 福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正（令和7年9月1日付）に伴い、クマ等が危険鳥獣に指定され緊急銃猟等が可能となったことを踏まえ、危険鳥獣の捕獲等に関する作業に従事する職員に特殊勤務手当を支給する。

【主な改正内容】

「危険鳥獣捕獲等作業手当」を新設する。

支給の範囲	想定される具体的業務	手当額
危険鳥獣の捕獲等で著しく危険が伴う直接補助	・ 盾等を使用した危険鳥獣の進路誘導・進路妨害 ・ 止め刺し時の補助行為 ・ 発信機の取付補助（麻酔後の取付け） など	1,640円/日
危険鳥獣の捕獲等で間接補助又は上記以外	・ 立入規制や避難誘導、安全確保作業、わなの設置補助 ・ 痕跡調査（足跡、糞、爪痕など） など	1,100円/日
危険鳥獣の死体処理・運搬	・ 死体処理・運搬・血飛沫等の除去作業 など	350円/日

（施行日：公布日（令和7年9月1日から適用））

【条例関係 その③】

3 議案第 号 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件

地方税法等の改正に伴い、固定資産税の免税点を引き上げる等の改正を行う。

【主な改正内容】

①物価上昇を踏まえた、固定資産税の免税点引き上げ

	改正後	改正前	備考
家屋	30万円	20万円	
償却資産	180万円	150万円	
土地	30万円	30万円	変更なし

(施行日：令和9年4月1日)

②個人市民税・県民税におけるセルフメディケーション税制について、特定の医薬品の適用期限撤廃・延長

- スイッチOTC医薬品 …適用期限撤廃
- その他の医薬品 …適用期限を5年延長

(施行日：令和9年1月1日)

【条例関係 その④】

4 議案第 号 福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における 固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する 条例制定の件

総務省令改正に伴い、特定風評被害に対処するための特定事業活動を行う者を対象とした固定資産税に係る特例措置の適用期限を3年間延長する。

【主な改正内容】

課税免除の適用期限を3年間延長（令和11年3月31日まで）

（施行日：公布日）

【条例関係 その⑤】

5 議案第 号 福島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件

福島県地域再生計画の期間が延長されたことに伴い、計画に認定された事業者が本社機能の移転・拡充等を行う場合の固定資産税課税の免除及び不均一課税措置に係る適用期限を延長する。

【主な改正内容】

課税免除及び不均一課税の適用期限を2年間延長（令和10年3月31日まで）

（施行日：公布日）

【条例関係 その⑥】

6 議案第 号 福島市民家園条例の一部を改正する条例制定の件

民家園の活用を図るため、その設置目的に地域振興を加えるとともに、各施設の入館及び使用に係る規定を設ける。

【主な改正内容】

- ① 民家園の設置目的に「地域振興に資するため」を追加する。
- ② 旧広瀬座の入館並びに古民家（旧広瀬座を含む。）の使用に係る規定を整備する。

〈旧広瀬座見学に係る入館料〉

一般	一人一回	500円
小・中学生	一人一回	200円

※旧広瀬座以外の古民家入館は無料。

〈公演等による古民家使用料〉

		午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:30)	全日	備考	
旧広瀬座	入場料なし	平日	9,500円	11,100円	20,600円	
		土・休日	12,400円	14,500円	26,900円	
	入場料あり	平日	11,400円～ 28,500円	13,300円～ 33,300円	24,700円～ 61,800円	使用者が設定する 入場料に応じて、 6段階の使用料を 設定
		土・休日	14,900円～ 37,200円	17,400円～ 43,400円	32,300円～ 80,600円	
旧広瀬座以外 (元客自軒旧北棟の例)		1,900円	2,200円	4,100円	施設毎に使用料を 設定	

(施行日：規則で定める日)

【条例関係 その⑦】

7 議案第 号 福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例制定の件

国の基準改正に伴い、保育所等における専門職の活用を進め、多様なニーズを抱えたこどもの受入体制の整備を図るため、保育士の配置基準を算定するに当たって、理学療法士等を保育士としてみなすことができるものとする。

【主な改正内容】

保育所、認定こども園等の児童福祉施設における保育士としてみなすことのできる職に、理学療法士・作業療法士等を追加する。

〈改正後〉

保育士としてみなすことのできる職	人数
看護師・准看護師・保健師	1人
理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士 等	1人

〈改正前〉

保育士としてみなすことのできる職	人数
看護師・准看護師・保健師	1人

(施行日：公布日)

【条例関係 その⑧】

8 議案第 号 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

児童福祉法等の一部改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

小規模保育事業に適用される設備・運営の基準を、「満3歳以上限定小規模保育事業」にも適用するために、条文上必要な文言の整理を行う。

- これまで6人以上19人以下の利用定員で保育を行う「小規模保育事業」は原則0～2歳児を対象としていたが、3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業が創設されたことに対応する条例改正を行うもの。

(施行日：公布日)

【条例関係 その⑨】

9 議案第 号 福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の件

国の基準が改正され、認定こども園において置くことができる役職が追加されたため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

認定こども園において、若手職員のサポートや園内外の調整を担う役職として、主務保育教諭等を置くことができることとする。

〈新設される役職〉

主務保育教諭

主務養護教諭

主務栄養教諭

(施行日：公布日)

【条例関係 その⑩】

10 議案第 号 福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

令和8年度税制改正及び令和8年度国民健康保険事業費納付金の確定等に伴い、国民健康保険税率の見直し等を行う。

【主な改正内容】

保険税率等の見直し（※令和11年度の県内保険税水準統一へ向け、段階的に調整を行う）

	改正後(令和8年度)				改正前(令和7年度)			
	医療分	後期分	介護分	子ども分	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割	6.20%	2.80%	2.40%	0.30%	6.50%	2.50%	2.40%	-
均等割	22,400円	9,500円	10,400円	1,400円	21,700円	9,500円	10,000円	-
平等割	16,700円	8,100円	5,800円	800円	18,300円	7,200円	6,200円	-
限度額	67万円	26万円	17万円	3万円	66万円	26万円	17万円	-

※子ども分は令和7年度は課税なし
(施行日：公布日)

【条例関係 その⑪】

11 議案第 号 福島市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

令和7年度税制改正及び介護保険法施行令の一部改正に基づく国の特例措置に伴い、介護保険料が増額する非課税者に対し、特例的な減免措置を実施するための改正を行う。

【主な改正内容】

被保険者からの減免申請がない場合でも、市長が認める場合は減免を可能とする規定を設ける。

※「市長が認める場合」とは？

- 国からの通知等に基づき、激変緩和のための減免をする場合等

【具体例】

世帯非課税で、令和7年度給与収入965,000円、年金収入800,000円
⇒令和8年度給与収入1,065,000円、年金収入800,000円の場合

	令和7年度	令和8年度特例措置後	特例減免後
市県民税	非課税	非課税	非課税
介護保険料	第3段階 53,400円/年	第6段階 89,700円/年	第3段階 53,400円/年

(施行日：公布日)

【条例関係 その⑫】

12 議案第 号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免について、国の財政支援措置に基づき、期間を延長する改正を行うもの。

【主な改正内容】

旧避難指示区域等の被保険者に係る国民健康保険税の減免期間を延長する。
(施行日：公布日)

13 議案第 号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免について、国の財政支援措置に基づき、期間を延長する改正を行うもの。

【主な改正内容】

旧避難指示区域等の被保険者に係る介護保険料の減免期間を延長する。
(施行日：公布日)

【その他議案】

1 議案第 号 専決処分承認の件

急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき市長が専決処分をしたものについて、承認を求める。

(1)令和7年度福島市一般会計補正予算（専決第11号）

2 議案第 号 専決処分承認の件

急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき市長が専決処分をしたものについて、承認を求める。

(1)福島市税条例の一部を改正する条例制定の件（専決第12号）

【報告 その①】

1 報告第 号 福島市一般会計予算の継続費繰越しの件

地方自治法施行令の規定により、令和7年度福島市一般会計予算の継続費のうちから、令和8年度へ逡次繰り越したので報告する。

(1)事業名 市民会館解体工事 ほか 12事業

(2)繰越額合計 1,619,992,966円

2 報告第 号 福島市一般会計予算の繰越明許費繰越しの件

地方自治法施行令の規定により、令和7年度福島市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を、令和8年度へ繰り越したので報告する。

(1)事業名 総合計画策定事業 ほか 62事業

(2)繰越額合計 7,434,409,538円

【報告 その②】

3 報告第 号 福島市水道事業会計予算の継続費繰越しの件

地方公営企業法施行令の規定により、令和7年度福島市水道事業会計予算の継続費のうちから、令和8年度へ逡次繰り越したので報告する。

(1)事業名 用途廃止施設整理事業 ほか 4事業

(2)繰越額合計 816,876,800円

4 報告第 号 福島市水道事業会計予算の繰越しの件

地方公営企業法の規定により、令和7年度福島市水道事業会計予算のうちから、令和8年度へ繰り越したので報告する。

【建設改良繰越】

(1)事業名 市道鎌田・笹谷線（鎌田大橋）橋梁架設工事に伴う鎌田大橋添架管架設工事実施設計業務委託ほか 15事業

(2)繰越額合計 1,266,355,000円

（うち2月補正前倒分 576,818,000円）

【事故繰越】

(1)事業名 老朽管更新事業（第4期）に伴う弁天山第5幹線（第8-2工区）500mm配水幹線布設替工事ほか 1事業

(2)繰越額合計 234,850,000円

【報告 その③】

5 報告第 号 福島市下水道事業会計予算の継続費繰越しの件

地方公営企業法施行令の規定により、令和7年度福島市下水道事業会計予算の継続費のうちから、令和8年度へ逡次繰り越したので報告する。

(1)事業名 信夫山排水区(祓川)浸水対策事業

(2)繰越額合計 800,000,109円

6 報告第 号 福島市下水道事業会計予算の繰越しの件

地方公営企業法の規定により、令和7年度福島市下水道事業会計予算のうちから、令和8年度へ繰り越したので報告する。

(1)事業名 令和8年度 福島市下水道幹線管渠耐震補強詳細設計業務委託
(マンホール浮上防止対策)ほか 10事業

(2)繰越額合計 129,936,000円

(うち2月補正前倒分 117,000,000円)

【報告 その④】

- 7 報告第 号 市が資本金を出資している法人の事業計画等提出の件
市が出資している法人について、令和7年度の事業報告及び決算、令和8年度の事業
計画及び予算について、報告する。
- ・福島地方土地開発公社

【報告 その⑤】

8 報告第 号 専決処分報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長が専決処分をしたものについて報告する。

令和8年度 6月 補正予算の内容

(一般会計補正予算 第1号)



- 1 医療費助成オンライン資格確認の導入
- 2 旧広瀬座の活用

一般会計補正予算額

4億9,024万円

(単位 千円)

	事業費 合計	財源内訳				
		国	県	市債	その他	一般財源
補正第1号	490,239	123,912	68,332	197,200	1,950	98,845

【参考】令和8年度予算累計額(一般会計)

1,249億9,024万円

1 医療費助成オンライン資格確認の導入

補正額:32,970千円

『オンライン資格確認』を導入し、マイナ保険証と受給者証を一体化することにより、医療機関等における窓口業務の効率化と患者の利便性向上を図ります。

対象となる医療助成事業

子ども・重度心身障がい者・ひとり親家庭医療

育成・更生・療養介護医療

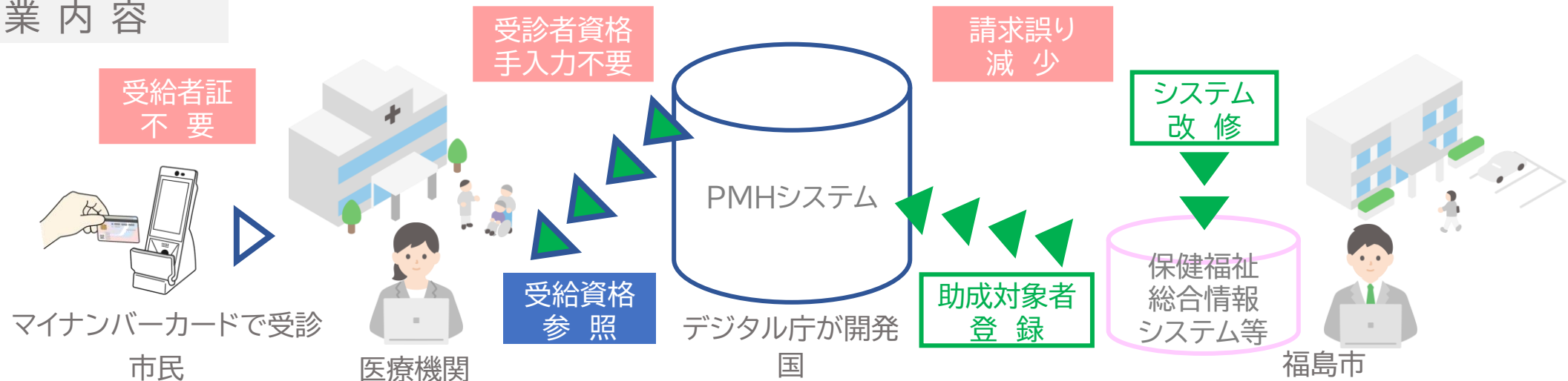
小児慢性特定疾病医療

スケジュール

R8.7~R9.1 システム改修

R9.2~ データ連携開始(予定)

事業内容



2 旧広瀬座の活用

補正額:14,000千円

歴史的な価値を守りながら、様々な場面で活用可能な芝居小屋として生まれ変わりました。文化や歴史を学ぶ場として、また、市民の皆さんに親しまれる場として活用します。

事業概要

こけら落とし

★プレこけら落とし公演【地元劇団による公演】

★こけら落とし公演【著名な演者(伝統芸能)による公演】

貸館・見学



貸館・・・劇場はもちろんのこと、講演会場、式典、イベント会場などユニークベニューとして活用
見学・・・リニューアル後の国指定重要文化財 旧広瀬座の舞台(装置)や客席など

《施設概要》

- ・ 明治20年築
- ・ 国指定重要文化財 H10指定
- ・ 延床面積 781.64㎡
- ・ 座席数 323席

《リニューアル内容》 R5～R7
耐震補強、電気設備、トイレ設置、音響、照明設置工事など

スケジュール

R8.6月	9月頃	11月	R9.4月
民家園 設置条例 改正		プレ こけら落とし	こけら落とし
	貸館 受付開始	貸館 見学	